

一般社団法人日本顎関節学会専門医制度施行細則

平成20年7月25日社員総会承認

平成27年7月3日社員総会一部改訂承認

平成29年7月28日社員総会一部改訂承認

第1章 総 則

第1 条 一般社団法人日本顎関節学会(以下、「本学会」とする)は、本学会専門医制度(以下、「専門医制度」とする)の施行にあたって、専門医制度規則(以下、「規則」とする)に定めるものの他、必要な事項については、この専門医制度施行細則(以下、「細則」とする)に定める。

第2 条 本細則に定めるものの他、専門医認定等に関し必要な事項は別に定める。

第2章 専門医制度資格認定委員会

第3 条 専門医制度資格認定委員会(以下、「認定委員会」とする)は、規則第5条第3号により、以下の業務を行う。

- 1) 次年度の専門医、指導医、研修機関等の認定業務に関する要項を作成する。
- 2) 専門医、指導医、研修機関等の認定に必要な資格について申請書類を審査し、適否を判定する。
- 3) 専門医試験に合格した者を専門医として認定ならびに登録する。

第4 条 委員が申請者の所属する研修施設等に関連しているとき、その申請者についての審査と評価はできないものとする。

第5 条 認定委員会は、申請書類の正本を、受理した日から5年間、本学会事務局に保管する。

第6 条 本細則に定めるものの他、専門医、指導医、研修機関の認定に必要な資格審査および認定方法等については、別に定める。

第3章 専門医試験委員会

第7 条 専門医試験委員会(以下、「試験委員会」とする)は、規則第5条第4号により、以下の業務を行う。

- 1) 次年度の専門医認定試験(以下、「試験」とする)に関する要項を作成する。
- 2) 専門医ならびに指導医の認定に必要な筆記試験問題を作成し、試験を実施し評価する。
- 3) 試験委員会は、試験の評価を認定委員会に答申する。

第8 条 試験委員会委員長は、試験委員を選出する。

- 2) 委員が申請者の所属する研修施設等に関連しているとき、その申請者について試験の評価はできないものとする。

第9 条 試験委員会は、試験問題と試験の答案などを試験実施日から5年間、本学会事務局に保管する。

第10条 本細則に定めるものの他、専門医の認定に必要な試験の実施方法等については、別に定める。

第4章 専門医の認定

第1 節 専門医の申請資格

第11条 専門医の認定を申請する者(以下、「専門医申請者」とする)の資格については、規則第6条に定めるものの他、次の各条について審査する。

第12条 規則第6条第3号に規定する研修機関における研修期間は、専門医申請者が研修施設に在籍(職)した期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、専門医申請者が関連研修施設に在籍(職)した期間があるときは、その在籍(職)期間を研修期間に通算することができる。

3 前項に該当する申請は、次に掲げる証明書を添付しなければならない。

1) 関連研修施設の機関の長が発行する在籍(職)証明書もしくは勤務期間証明書

4 前項の規定に関わらず、専門医申請者が研修補助施設に在籍(職)した期間がある時は、その在籍(職)期間を6分の5に換算して研修期間に通算することができる。

5 前項に該当する申請は、次に掲げる証明書を添付しなければならない。

1) 研修補助施設の機関の長が発行する在籍(職)証明書もしくは勤務期間証明書

2) 研修補助施設の機関の長が発行する非常勤指導医の在籍(職)証明書もしくは勤務証明書

6 専門医申請者が、指導医の指示または許可を得て、研修機関以外の医療施設または外国の医療施設等において、顎関節症に関連する診療に従事した場合は、認定委員会において審査の上、その在籍期間を換算して、研修期間に通算することができる。

7 前項に該当する申請は、次の各号に掲げる証明書を添付しなければならない。

1) 当該医療施設において顎関節症に関連する診療に従事した旨の研修施設指導医の証明書

2) 当該医療施設の機関の長が発行する在籍(職)証明書もしくは勤務期間証明書

第13条 専門医申請者は、次の各号に定める項目について、所定の研修実績を修めなければならない(別表1)。

1) 学会参加・発表;本学会またはその他の学会が主催する学術大会へ参加あるいは発表し、50単位以上を修めなければならない。

(1)本学会学術大会に参加すること 20単位以上

(2)本学会学術大会において演者として発表をすること 10単位以上

2) 研修会参加;本学会が主催する講演等を聴講し20単位以上を修めなければならない。ただし、本学会が主催する学術講演会(単独開催)に1回以上参加しなければならない。

その中に医療倫理・医療安全の研修を含むものとする。なお、研修機関が企画した医療倫理・医療安全研修会への参加も認める。

第14条 専門医申請者は、次の各号に定める項目について、所定の診療実績を修めなければならない(別表1)。

1) 顎関節症に関連する診療実績100例以上を一覧表として報告する。

2) 顎関節症に関連する診査・診断について50単位以上を修め、担当症例報告書を提出する。

ただし、顎関節症の病態分類におけるI型～IV型の内、I、III、IVの各症型は10単位以上を含むものとする。

3) 顎関節症に関連する診断・治療において100単位以上を修め、担当症例報告書を提出する。

(1)保存的あるいは外科的治療

A. 治療を終了した症例 20単位以上

B. 治療を終了しさらに1年以上の経過観察を行った症例 40単位以上

(2)顎関節症に関連する画像診断

断層, 造影, CT, MRI などを行った場合 20 単位以上

2 規則第6 条第4 号に規定する診療実績一覧表, 担当症例報告書については, 指導医の証明を必要とする。

第15条 専門医申請者は, 次の各号に定める論文業績を有していなければならない(別表1)。

- 1) 顎関節症に関連する学术论文が3 編以上(あるいは, 20 単位以上)あること。ただし, 筆頭著者として日本顎関節学会雑誌掲載論文1 編を含むものとする。

第2 節 専門医の認定方法

(申請方法)

第16条 専門医申請者は, 次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて, 認定委員会に提出しなければならない。

1) 専門医認定申請書

2 名の指導医が署名, 捺印すること

2) 履歴書

3) 歯科医師または医師免許証(写)

4) 歯科医師または医師臨床研修修了登録証(写)

5) 本学会会員歴証明書

6) 研修証明書および研修機関在籍(職)証明書, なお研修補助施設にあつては研修補助施設の機関の長が発行する非常勤指導医の在籍(職)証明書もしくは勤務証明書

7) 本学会総会・学術大会およびその他学会の学術大会出席記録 出席学会の参加証の写しを添付のこと

8) 研修実績報告書

講演受講記録あるいは修了証の写しを添付のこと

9) 診療実績一覧表, 担当症例報告書

10) 論文業績目録および業績

2 認定委員会は, 必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

(審査ならびに認定)

第17条 専門医の審査は, 申請書類審査および試験によって行う。

第18条 認定委員会の申請書類審査により申請資格が認められた専門医申請者に対し, 試験委員会は試験を行う。

1) 試験は, 筆記試験および口頭試問により行うものとする。

2) 試験の評価は, 試験委員会が行い, その結果を認定委員会に答申する。

第19条 専門医としての適格性の判定は認定委員会が行うものとする。

2 専門医としての適格性の判定は, 認定委員会委員の3 分の2 以上の賛成によるものとする。

3 認定委員会は, 試験委員会の答申内容を審議のうえ専門医資格を認定し, 理事会に答申して承認を得るものとする。

(認定証の交付)

第20条 本学会は, 所定の登録手続を完了した専門医申請者を専門医として登録し, 専門医認定証を交付

する。

2 専門医認定証の有効期間は、交付の日から5年とする。

第5章 指導医の認定

第1節 指導医の申請資格

第21条 指導医の認定を申請する者(以下、「指導医申請者」とする)の資格については、規則第7条に定めるものの他、次の各条について審査する。

第22条 指導医申請者は、次の各号に掲げる資格のいずれかを要する。

- 1) 大学病院等で顎関節症に関連する診療を担当する診療科または診療部門の長である者
- 2) 研修機関等において専門医として通算5年以上にわたり顎関節症に関連する診療に従事している者
- 3) 研修機関等以外の病院または診療所において専門医として通算7年以上にわたり顎関節症に関連する診療に従事している者

第23条 前条第2号に規定する「通算5年以上」は、指導医申請者が研修機関に在籍(職)した期間とする。

2 前項の「在籍した期間」とは、週3日以上勤務をいう。なお、週3日未満1日以上勤務は、その年限の2分の1を在籍した期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、指導医申請者が関連研修施設に在籍(職)した期間があるときは、その在籍(職)期間を研修補助施設研修期間に通算することができる。

4 前項に該当する申請は、関連研修施設長が発行する在籍(職)証明書もしくは勤務期間証明書を添付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、指導医申請者が研修補助施設に在籍(職)した期間があるときは、その在籍(職)期間を2分の1に換算して研修期間に通算することができる。

6 前項に該当する申請は、研修補助施設長が発行する在籍(職)証明書もしくは勤務証明書を添付しなければならない。

7 指導医申請者が、研修機関以外の医療施設または外国の医療施設において、顎関節症に関連する診療に従事した場合は、認定委員会において審査の上、研修期間に通算することができる。

8 前項に該当する申請は、第12条第5項に準じた証明書を添付しなければならない。

第24条 指導医申請者は、申請前の3年間において、次の各号に定める項目について、所定の研修実績を修めなければならない(別表1)。

1) 学会参加・発表;本学会またはその他の学会が主催する学術大会へ参加あるいは発表し、30単位以上を修めなければならない。

(1)本学会学術大会に参加すること20単位以上

(2)顎関節症に関連する口頭発表をすること10単位以上

2) 研修会参加;本学会が認定する生涯研修会に参加し10単位以上を修めなければならない。

第25条 指導医申請者は、顎関節症に関連する診療実績、年間100例以上を修めなければならない。

第26条 指導医申請者は、申請時に、次に定められた論文業績を有していなければならない(別表1)。

1) 顎関節症に関連する学術論文が10編以上(あるいは、60単位以上)あること

なお、総説、著書等の発表も、30単位まで論文業績として認める。

第2節 指導医の認定方法

(申請方法)

第27条 指導医申請者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 指導医認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 本学会専門医認定証(写)
- 4) 研修機関在籍(職)証明書, なお研修補助施設にあつては研修補助施設の機関の長が発行する非常勤指導医の在籍(職)証明書もしくは勤務証明書
- 5) 本学会10年間継続会員証明書
- 6) 研修実績報告書
- 7) 診療実績一覧(申請前1年間)
- 8) 論文業績目録および業績

2 認定委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

(審査ならびに認定)

第28条 指導医の審査は、認定委員会が申請書類審査と筆記試験および口頭試問によって行うものとする。

第29条 認定委員会は書類審査により申請資格が認められた指導医申請者に対し、筆記試験および口頭試問を行う。

- 1) 筆記試験および口頭試問は、良識ある人格を有する指導医としての抱負を問う。
- 2) 試験の評価は、試験委員会が行い、その結果を認定委員会に答申する。指導医の資格審査ならびに認定方法等については別に定める。

第30条 指導医としての適格性の判定は認定委員会が行うものとする。

- 2 指導医としての適格性の判定は、認定委員会委員の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 認定委員会は、審議のうえ指導医を認定し、理事会に答申して承認を得るものとする。

(認定証の交付)

第31条 本学会は、所定の登録手続を完了した指導医申請者を指導医として登録し、指導医認定証を交付する。

- 2 指導医認定証の有効期間は、交付の日から5年とする。

第6章 研修機関(研修施設, 関連研修施設および研修補助施設)の認定

第1節 研修機関(研修施設, 関連研修施設および研修補助施設)の申請資格

第32条 研修機関の認定を申請する施設の資格については、規則第11条に定めるものの他、次の各条について審査する。

第33条 研修機関は、研修の実施に必要な設備を有していなければならない。

- 2 研修施設は歯科用X線撮影装置, パノラマX線撮影装置, およびCT等の画像診断装置1台以上を有していなければならない。
- 3 関連研修施設あるいは研修補助施設は歯科用X線撮影装置およびパノラマX線撮影装置等の画像診断装置を有していなければならない。また, CT およびMRI の撮像できる連携医療機関を有

していなければならない。

第34条 研修機関において、セミナーや症例検討会など教育行事が定期的に行われていなければならない。

第35条 研修機関は、以下に定める年間診療実績を有していなければならない。

- 1) 研修施設は、顎関節症に関連する症例は300 例以上であること
- 2) 関連研修施設あるいは研修補助施設は、顎関節症に関連する症例は200 例以上であること

第36条 関連研修施設の認定を申請する施設の資格については、規則第11 条第1, 2, 3, 5 号に定めるものの他、次の各号について審査する。

- 1) 関連研修施設は、研修施設と連携して研修を実施できること
- 2) 関連研修施設は、連携する研修施設の設備ならびに図書を利用できること

第2 節 研修機関(研修施設、関連研修施設および研修補助施設)の認定方法

(研修施設の申請方法)

第37条 申請施設の代表者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 研修機関認定申請書
- 2) 研修機関内容証明書(機関の設備・所蔵図書記載用紙)
- 3) 指導医の勤務証明書および本学会指導医認定証(写)、なお研修補助施設にあつては研修補助施設の機関の長が発行する本学会正会員および非常勤指導医の在籍(職)証明書もしくは勤務証明書
- 4) 教育・研修指導に関する業績目録(最近2 年)
- 5) 最近1 年間の診療実績報告書

2 認定委員会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

(審査ならびに認定)

第38条 申請施設の資格審査は認定委員会が書類審査により行う。

第39条 研修機関(研修施設ならびに関連研修施設)としての適格性の判定は、認定委員会が行う。

- 2 適格性の判定は認定委員会委員の3 分の2 以上の賛成によるものとする。
- 3 認定委員会は審査内容を審議のうえ施設資格を認定し、その結果を理事会に答申する。
- 4 常勤指導医が1 名の研修機関において、指導医の異動が生じた場合は、直ちに認定委員会に届け出なければならない。
- 5 研修機関に変更があつた場合は、直ちに認定委員会に届け出なければならない。

(認定証の交付)

第40条 本学会は、所定の登録手続を完了した申請施設を研修施設、関連研修施設および研修補助施設として登録し、認定証を交付する。

2 認定証の有効期間は、交付の日から5年とする。

第7章 資格の更新

第1 節 資格更新の申請方法

第41条 専門医、指導医の資格更新を申請する者は、次の各号に定める申請書類に、資格更新審査料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 資格更新申請書
- 2) 履歴書
- 3) 最近5年間の研修実績報告書
- 4) 最近5年間の診療実績報告書
- 5) 認定証

2 指導医の資格更新申請は、研修指導実績報告書を提出しなければならない。

第42条 研修機関(研修施設、関連研修施設および研修補助施設)の資格更新を申請する者は、次の各号に定める申請書類に、資格更新審査料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 研修機関資格更新申請書
- 2) 指導医または専門医の勤務証明書、および研修補助施設にあつては研修補助施設の機関の長が発行する本学会正会員および非常勤指導医の在籍(職)証明書もしくは勤務証明書
- 3) 研修機関施設内容説明書
- 4) 最近5年間の教育・研修指導実績報告書
- 5) 最近5年間の診療実績報告書
- 6) 認定証

第2節 資格更新の審査ならびに認定方法

第43条 資格更新の審査は、認定委員会が申請書類により行う。適格性の判定は、認定委員会委員の3分の2以上の賛成によるものとし、理事会に答申し承認を得るものとする。

第44条 所定の更新手続を完了した申請者は、本学会が認定する専門医、指導医、研修機関(研修施設、関連研修施設および研修補助施設)として引続き登録され、認定証を交付される。

第3節 資格更新の要件

第45条 専門医、指導医の資格更新の要件は、次の各号を満たすものとする(別表1)。

- 1) 学会参加・発表;更新前の5年間で、本学会またはその他の学会が開催する学術大会へ参加あるいは発表(口頭発表、誌上発表を問わない)し、50単位以上を修めなければならない。
- 2) 研修会参加;更新前の5年間で、本学会が主催または認定する講演等の生涯研修会に参加し20単位以上を修めなければならない。なお、本学会が主催する学術講演会(単独開催)に1回以上参加しなければならない。
- 3) 顎関節症に関連する診療実績は年間100例以上でなければならない。
- 4) なお、指導医であつて指導医の資格更新の申請時に満60歳を超えた者は、指導医の更新を要しない。

第46条 研修機関(研修施設、関連研修施設および研修補助施設)の資格更新の要件は、本細則第32条、第33条、第34条、第35条、第36条を満たすものとする。

第4節 資格更新の保留

第47条 資格更新を申請予定の者が、所定の期間内に必要な要件を満たすことができなかつたときには、認定委員会へ資格更新保留申請書を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の保留申請が許可されたとき、その保留期間は1年を限度とし、これを超えたときは資格

を喪失する。

3 前項の規定にかかわらず、認定委員会が特段の事由があると認めるときは延長することができる。

第8章 補 則

第48条 この細則は、平成20年7月25日から施行する。

第49条 審査料、登録料、更新審査料等の金額は、別に定める。

第50条 この細則の改訂は、専門医制度検討委員会および理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

第51条 有限責任中間法人日本顎関節学会は平成20年12月1日以降、一般社団法人日本顎関節学会と読み替えるものとする。

別表1 専門医・指導医資格申請および更新の研修単位基準

1 学会参加・発表	
1) 学会参加【学会参加証を必要とする】	
本学会学術大会(総会)	10 単位/1 回
国際学会学術大会	10 単位/1 回
その他学会学術大会(総会・地方会)	5 単位/1 回
2) 学会発表	
演者	10 単位/1 回
共同演者	5 単位/1 回
2 生涯研修会【修了証を必要とする】	
本学会主催の講演等	5 単位/1 回
研修機関が主催する講演等	2 単位/1 回
3 論文	
本邦学会雑誌論文(和文)	
筆頭著者	10 単位/1 編
共同著者	5 単位/1 編
国際学会雑誌論文(英文)	
筆頭著者	15 単位/1 編
共同著者	5 単位/1 編
総説・著書(学会編纂を原則とし、個々に判断する)	
筆頭著者	10 単位/1 編
共著者	5 単位/1 編
4 診療	
1) 診査・診断	
診査・診断した症例	2 単位/1 例
顎関節症に関連する画像診断	
断層, 造影, CT, MRI などを行った場合	4 単位/1 例
2) 診断・治療	
治療を終了した症例	2 単位/1 例
顎関節症に関連する画像診断	
断層, 造影, CT, MRI などを行った場合	6 単位/1 例
治療を終了しさらに1年以上の経過観察を行った症例	10 単位/1 例
顎関節症に関連する画像診断	
断層, 造影, CT, MRI などを行った場合	14 単位/1 例

註1. 生涯研修会には、本学会が主催する学術講演会および指導医講習会、および学術大会における教育・学術講演、セミナー、認定医ポスタープレゼンテーション等が含まれる。その他の学会が主催するもののうち本学会が認定する顎関節症に関連する講演、シンポジウム、セミナー等の聴講も研修単位として認める。また、研修機関またはその所属する施設が主催する医療倫理・医療安全ならびに顎関節症に関連する講演等の聴講も単位として認める。

註2. 顎関節症に関連する発表には、演題発表、講演発表、シンポジストおよびシンポジウム司会等が含まれる。

註3. 論文は査読制度を有する学会雑誌に掲載された原著、報告等とする。なお、指導医の申請および更新においては筆頭著者の総説、著書を論文業績として認める。

表 指定する関連学会

公益社団法人 日本口腔外科学会
公益社団法人 日本補綴歯科学会
公益社団法人 日本矯正歯科学会
特定非営利活動法人 日本歯科放射線学会
一般社団法人 日本小児歯科学会
一般社団法人 日本歯科麻酔学会
一般社団法人 日本歯科薬物療法学会
一般社団法人 日本老年歯科医学会
日本顎口腔機能学会
日本口腔顔面痛学会
特定非営利活動法人 日本顎咬合学会
特定非営利活動法人 日本顎変形症学会
一般社団法人 日本有病者歯科医療学会
特定非営利活動法人 日本臨床口腔病理学会
一般社団法人 日本口蓋裂学会
一般社団法人 日本障害者歯科学会
一般社団法人 日本心身医学会
日本歯科心身医学会
一般社団法人 日本顎顔面補綴学会
日本スポーツ歯科医学会
日本口腔診断学会
一般社団法人 日本口腔腫瘍学会
日本口腔感染症学会
日本口腔リハビリテーション学会
公益社団法人 日本口腔インプラント学会
公益社団法人 日本顎顔面インプラント学会
日本小児口腔外科学会
日本レーザー歯学会
日本口腔顎顔面外傷学会
日本口腔内科学会
歯科基礎医学会
日本歯科医学会
日本医学会
特定非営利活動法人 日本口腔科学会
公益社団法人 日本整形外科学会
日本睡眠学会
日本骨代謝学会
日本軟骨代謝学会
一般社団法人 日本再生医療学会
各大学主催の学術集会
国際学会及びその関連学会 注1)

注1) AAOP(the American Academy of Orofacial Pain)

EACMD (European Academy of Craniomandibular Disorders)

AACMD (Asian Academy of Craniomandibular Disorders)

その他、専門医制度資格認定委員会が認定する国際学会

注2) 上記に記載されていない学会雑誌については、論文および発表内容を専門医制度資格認定委員会が検証し、妥当と認証された場合は認める場合がある。一方、指定する関連学会であっても、論文および発表内容に問題がある場合は専門医制度資格認定委員会の議を経て認めない場合もある。